

# 第20回幕別町・忠類村合併協議会議案

日時 平成17年8月5日（金）午後3時

会場 忠類村コミュニティセンター 大ホール

## 議案の提出について

報告第31号 条例の整備状況について

調整結果報告第11号 一般職の職員の身分の取扱いについて

調整結果報告第12号 特別職の身分の取扱いについて

調整結果報告第13号 使用料・手数料等の取扱いについて

調整結果報告第14号 国民健康保険事業の取扱いについて

調整結果報告第15号 介護保険事業の取扱いについて

調整結果報告第16号 児童福祉事業の取扱いについて

調整結果報告第17号 下水道関係事業の取扱いについて

調整結果報告第18号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成17年 8 月 5 日

幕別町・忠類村合併協議会会長 岡田 和夫

報告第31号

条例の整備状況について

合併に伴う条例整備状況について、別紙のとおり報告する。

1	制定条例	24本	
2	改正条例	100本	
	うち 全部改正	1本	
	一部改正	99本	
3	廃止条例	15本	
4	未定	1本	
	計	140本	(平成17年7月25日現在)

番号	新町の条例名	区 分				
		新規 制定	全部 改正	一部 改正	廃止	未定
1	幕別町公告式条例			○		
2	幕別町名誉町民条例			○		
3	幕別町表彰条例			○		
4	幕別町議会の議員の定数を定める条例			○		
5	幕別町議会委員会条例			○		
6	幕別町監査委員条例			○		
7	幕別町選挙ポスター掲示場設置条例			○		
8	政治倫理の確立のための幕別町長の資産等の公開に関する条例			○		
9	幕別町地域住民会議条例	○				
10	幕別町忠類地域定住促進条例	○				
11	幕別町行政手続条例			○		
12	幕別町役場支所及び出張所設置条例			○		
13	幕別町行政区設置条例			○		
14	幕別町行政改革推進委員会設置条例			○		
15	幕別町コミュニティセンター条例			○		
16	幕別町印鑑登録及び証明に関する条例			○		
17	幕別町情報公開条例			○		
18	幕別町個人情報保護条例			○		
19	幕別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	○				
20	幕別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例	○				
21	幕別町助役定数条例	○				
22	幕別町職員定数条例			○		
23	幕別町職員の再任用に関する条例			○		
24	幕別町職員の分限についての手続及び効果に関する条例			○		
25	幕別町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例			○		
26	幕別町職員の服務の宣誓に関する条例			○		
27	幕別町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例			○		
28	幕別町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例			○		
29	幕別町職員の育児休業等に関する条例			○		
30	職員団体の登録に関する条例			○		
31	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例			○		
32	幕別町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例			○		
33	幕別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例			○		
34	議会等に出頭する者及び公聴会等に参加する者の費用弁償条例			○		
35	幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例			○		
36	幕別町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例			○		
37	幕別町職員の給与に関する条例			○		
38	幕別町議会議員の期末手当に関する条例					○
39	昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例				○	
40	幕別町職員等の旅費に関する条例			○		
41	幕別町財政事情説明書の作成及び公表に関する条例			○		
42	幕別町特別会計条例			○		
43	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例			○		
44	幕別町ふるさと創生事業基金条例				○	
45	幕別町財政調整基金条例			○		
46	幕別町減債基金条例			○		
47	幕別町教育施設建設基金条例				○	
48	幕別町まちづくり基金条例	○				
49	幕別町奨学資金積立基金条例				○	
50	幕別町図書館図書整備基金条例				○	

番号	新町の条例名	区 分				
		新規 制定	全部 改正	一部 改正	廃止	未定
51	幕別町福祉推進基金条例				○	
52	幕別町国民健康保険基金条例			○		
53	幕別町小規模企業振興資金貸付基金条例				○	
54	幕別町勤労者生活資金貸付基金条例				○	
55	幕別町農業集落排水事業償還基金条例	○				
56	幕別町土地開発基金条例			○		
57	幕別町河川緑化整備事業基金条例				○	
58	幕別町税条例			○		
59	幕別町国民健康保険税条例			○		
60	幕別町固定資産評価審査委員会条例			○		
61	忠類村の編入に伴う幕別町の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例	○				
62	幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例			○		
63	幕別町手数料条例			○		
64	幕別町狂犬病予防法に基づく手数料条例			○		
65	忠類村収入証紙条例の規定に基づく証紙の売りさばきの経過措置に関する条例	○				
66	幕別町行政財産使用料条例			○		
67	幕別町就学指導委員会設置条例			○		
68	幕別町立学校設置条例			○		
69	幕別町学校給食センター条例			○		
70	幕別町立学童保育所条例			○		
71	幕別町青少年問題協議会条例			○		
72	幕別町民会館条例			○		
73	幕別町図書館条例			○		
74	幕別町忠類ナウマン象記念館条例	○				
75	幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例			○		
76	幕別町体育館条例			○		
77	幕別町武道館条例				○	
78	幕別町社会福祉法人の助成に関する条例			○		
79	幕別町忠類へき地保育所条例	○				
80	幕別町子育て支援センター条例			○		
81	幕別町乳幼児対策審議会条例				○	
82	幕別町乳幼児医療費助成条例			○		
83	幕別町働く婦人の家条例			○		
84	幕別町母と子の家条例			○		
85	幕別町総合介護条例			○		
86	幕別町介護給付費準備基金条例			○		
87	幕別町居宅サービス事業の実施に関する条例	○				
88	幕別町敬老祝金条例			○		
89	幕別町老人医療費助成条例			○		
90	幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例	○				
91	幕別町寿の家条例	○				
92	幕別町趣味の作業所条例	○				
93	幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例			○		
94	幕別町障害者福祉計画策定委員会条例			○		
95	幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例			○		
96	幕別町健康づくり推進協議会条例			○		
97	幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例	○				
98	幕別町へき地保健福祉館条例	○				
99	幕別町畜犬取締及び野犬掃とう条例			○		
100	幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例			○		

番号	新町の条例名	区 分				
		新規 制定	全部 改正	一部 改正	廃止	未定
101	幕別町生活環境改善設備資金貸付条例			○		
102	幕別町墓地条例			○		
103	幕別町国民健康保険条例			○		
104	幕別町中小企業融資に関する条例			○		
105	幕別町企業開発促進条例			○		
106	幕別町スキー場条例	○				
107	幕別町アルコ236条例	○				
108	幕別町農業委員会条例		○			
109	幕別町新規就農者の育成に関する条例			○		
110	忠類村農業経営自立安定資金の利子補給等に係る経過措置に関する条例	○				
111	幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例			○		
112	幕別町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例			○		
113	幕別町農用地整備公団事業特別徴収金徴収条例			○		
114	幕別町忠類物産センター条例	○				
115	幕別町肉用雌牛貸付条例				○	
116	幕別町営牧場条例			○		
117	幕別町育成牧場運営委員会条例				○	
118	幕別町有林野部分林設定条例			○		
119	幕別町火入れに関する条例			○		
120	主本用機械使用料条例				○	
121	幕別町道路占用料に関する条例			○		
122	幕別町普通河川管理条例			○		
123	幕別町公営住宅管理条例			○		
124	幕別町町営住宅条例			○		
125	幕別町特定公共賃貸住宅管理条例			○		
126	幕別町都市公園等条例			○		
127	幕別町公共下水道条例			○		
128	幕別町水洗便所改造等貸付条例			○		
129	幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例			○		
130	幕別町農業集落排水処理施設設置条例	○				
131	幕別町農業集落排水処理施設管理条例	○				
132	幕別町交通安全対策会議条例				○	
133	幕別町交通安全指導員設置条例			○		
134	幕別町民交通災害救済条例			○		
135	幕別町防災会議条例			○		
136	幕別町災害対策本部条例			○		
137	幕別町防災行政無線施設条例	○				
138	幕別町水道事業給水条例			○		
139	幕別町簡易水道設置条例			○		
140	幕別町簡易水道事業給水条例			○		
合 計		24	1	99	15	1

## 調整結果報告第11号

### 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第5回 第14回	平成16年5月21日 平成16年12月24日	決定	第6回 第14回	平成16年6月25日 平成16年12月24日
<b>【調整方針】</b>					
1 忠類村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。					
2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。					
3 <u>職員の種類及び役職については、合併時に再編する。</u>					
4 給料については、次のとおり取り扱うものとする。なお、現職員については、新町において速やかに給料の格差是正を図る。 (1) 給料表については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 (2) 初任給基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。 (3) 級別職務分類については、合併時に再編する。 (4) 級別資格基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。					
5 <u>諸手当については、次の区分により調整する。</u> 現行のとおり新町に引き継ぐもの 合併時に統合するもの — <u>合併時に再編するもの</u> 合併時に廃止するもの					
6 <u>退職勧奨制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</u>					

(別紙)

協議項目	11 一般職の職員の身分の取扱い		
決定されている調整方針	3 職員の種類及び役職については、合併時に再編する。 5 諸手当については、次の区分により調整する。 合併時に再編するもの 6 退職勧奨制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
職員の種類及び役職	<p>【事務吏員】</p> <p>《部長職》 部長、室長、支所長          《課長職》 課長、参事、所長          《課長補佐職》 次長、主幹、場長、副所長          《係長職》 係長、副主幹、職長          《係職》 主査、主任、主事</p> <p>【技術吏員】</p> <p>《部長職》 部長          《課長職》 課長、所長          《課長補佐職》 副所長、主幹          《係長職》 主任技師、係長          《係長相当職》 技師長、保育所長、保育士長、職長          《係職》 栄養士、主査、主任、技師、保健師、保育士、車両技師、汽缶技師、飼育技師、営繕技師、業務員、用務員</p>	<p>【吏員】</p> <p>《課長職》 課長、ふれあいセンター福寿所長、在宅介護支援センター所長、高齢者生活福祉センター施設長          《課長補佐職》 主幹          《係長職》 係長          《係長相当職》 主査          《係職》 主任、主事、技師</p>	<p>【事務吏員】</p> <p>《部長職》 部長、室長、支所長          《課長職》 課長、参事、所長          《課長補佐職》 次長、主幹、場長          《係長職》 係長、副主幹          《係長相当職》 保育所長          《係職》 主査、主任、主事</p> <p>【技術吏員】</p> <p>《部長職》 部長、室長、支所長          《課長職》 課長、参事、所長          《課長補佐職》 次長、主幹、場長          《係長職》 係長、副主幹          《係長相当職》 技師長、保育所長、保育士長          《係職》 主査、主任、技師、保健師、栄養士、保育士</p>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
職員の種類及び役職(つづき)	【その他の職員】 吏員以外の職 主事補、技師補、保育士、栄養士、技手、業務員、用務員、業務補、用務補	【その他の職員】 吏員以外の職 主事補、技師補、自動車運転手、事務生、公務補	【その他の職員】 吏員以外の職 主事補、技師補、保健師、栄養士、保育士
諸手当	【住居手当】 <u>平成17年4月改正</u> 自己の所有に属する住宅に居住している職員 <u>14,000円</u> 借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ア.月額23,000円以下の家賃の場合 <u>12,000円</u> を控除した額 イ.月額23,000円を超える家賃の場合 <u>23,000円</u> を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)に <u>11,000円</u> を加算した額	【住居手当】 自己の所有に属する住宅に居住している職員 11,000円 借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ア.月額23,000円以下の家賃の場合 12,000円を控除した額 イ.月額23,000円を超える家賃の場合 23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)に11,000円を加算した額	【住居手当】 自己の所有に属する住宅に居住している職員 14,000円 借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ア.月額23,000円以下の家賃の場合 12,000円を控除した額 イ.月額23,000円を超える家賃の場合 23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)に11,000円を加算した額
退職勧奨制度	・対象者及び事由 退職時の年齢が50歳以上で、次に掲げる事由のいずれかに該当し、勧奨を行うことが適当と認められる者 勤続年数が20年以上、係長及び相当の職以上の役職の者又はこれらの職にあった者で、後進に道をゆずる場合 希望退職募集期間内(5月1日から5月31日)に申し出た場合 その他町長が必要と認めた場合	・対象者 勤続期間20年以上、当該年度において年齢が58歳に達する者。(特殊な事由のある者55歳以上) ・事由 人事管理を円滑に行い、行政組織の活性化を図る必要がある場合 主幹以上の職にある者で、後進に道を譲る場合 その他村長が特に必要と認めた場合	・対象者及び事由 退職時の年齢が50歳以上で、次に掲げる事由のいずれかに該当し、勧奨を行うことが適当と認められる者 勤続年数が20年以上、係長及び相当の職以上の役職の者又はこれらの職にあった者で、後進に道をゆずる場合 希望退職募集期間内(5月1日から5月31日)に申し出た場合 その他町長が必要と認めた場合

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
退職勧奨制度 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧奨の時期及び方法 勧奨は文書にて、勧奨の日から30日以内に退職願提出 勧奨は、その年度の6月30日までに 行う。</li> <li>・ 退職の期限 当該年度の末日（特別の事情があると認めるときはこの限りでない）</li> <li>・ 勧奨退職時の特別昇給 3号給の特別昇給 (1) 1号給については退職予定日から起算して6月前の日とする。 (2) 1号給以外の特別昇給については退職日とする。 (3)退職予定日が、退職願を受理した日から起算して6月に満たない場合は、全ての号給の特別昇給を退職日にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧奨の時期及び方法 勧奨をするときは、毎年5月1日までに文書で行う 勧奨を受けた職員は、その日から30日以内に回答</li> <li>・ 退職の時期 当該年度の末日。（職員の願い出により随時退職を承認することができる。）</li> <li>・ 勧奨退職時の特別昇給 58歳以下            2号俸 56歳以下            3号俸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧奨の時期及び方法 勧奨は文書にて、勧奨の日から30日以内に退職願提出 勧奨は、その年度の6月30日までに 行う。</li> <li>・ 退職の期限 当該年度の末日（特別の事情があると認めるときはこの限りでない）</li> <li>・ 勧奨退職時の特別昇給 3号給の特別昇給 (1) 1号給については退職予定日から起算して6月前の日とする。 (2) 1号給以外の特別昇給については退職日とする。 (3)退職予定日が、退職願を受理した日から起算して6月に満たない場合は、全ての号給の特別昇給を退職日にする。</li> </ul> <p>平成18年2月6日から平成20年3月31日までの間にこの制度の適用を受けて退職する職員に限り、5号給の特別昇給とする。</p>

## 調整結果報告第12号

### 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第5回	平成16年5月21日	決定	第6回	平成16年6月25日
	第14回	平成16年12月24日		第14回	平成16年12月24日
	第16回	平成17年1月28日		第16回	平成17年1月28日
<b>【調整方針】</b>					
1 1任期に相当する期間に限り、忠類地域を担当する助役を置くものとする。					
2 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。					
3 議会議員の報酬額等については、合併時までに調整する。					
4 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数及び任期については、幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額については、合併時までに調整する。					
5 <u>その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期及び報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものは、合併時までに調整する。</u>					

(別紙)

協議項目	12 特別職の身分の取扱い		
決定されている調整方針	5 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期及び報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものは、合併時まで調整する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
その他条例で定める特別職	別紙1のとおり	別紙1のとおり	別紙1のとおりとする。ただし、新町における委員については、地域のバランス等を考慮し、委嘱するものとする。
その他の特別職	別紙2のとおり	別紙2のとおり	別紙2のとおりとする。

別紙1 その他の条例で定める特別職

職名	現況		調整結果
	幕別町	忠類村	
総合計画策定審議会 (忠類村：総合計画策定委員会)	<b>【委員の数】</b> 30人以内（現在なし） <b>【任期】</b> 町長が委嘱したときから諮問に係る審議が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 実数 57人（現在なし） <b>【任期】</b> 村長が委嘱したときから諮問に係る審議、村長への答申が終了したときまで <b>【謝礼】</b> 委員 5,000円/回	<b>【委員の数】</b> 30人以内 <b>【任期】</b> 町長が委嘱したときから諮問に係る審議が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併後、新町の総合計画を策定するため、忠類地域からの委員を含めて30人以内となるよう委嘱する。
国民健康保険運営協議会	<b>【委員の数】</b> 9人 <b>【任期】</b> 2年 平成17年7月1日～平成19年6月30日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 6人 <b>【任期】</b> 2年 平成16年10月1日～平成18年9月30日 <b>【報酬額】</b> 会長 7,800円/日 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 9人 <b>【任期】</b> 2年 平成17年7月1日～平成19年6月30日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併時に忠類地域から3人委嘱し、平成19年6月30日までの間は12人とする。
学校給食センター運営委員会	<b>【委員の数】</b> 15人以内（実員15人） <b>【任期】</b> 2年 平成16年6月1日～平成18年5月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 8人以内（実員6人） <b>【任期】</b> 1年 平成17年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 15人以内 <b>【任期】</b> 2年 平成16年6月1日～平成18年5月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 改選時（平成18年6月1日）に忠類地域からの委員を含めて15人以内となるよう委嘱する。

職 名	現 況		調 整 結 果
	幕別町	忠類村	
公営住宅審議会 (忠類村：村営住宅入居者選考委員会)	<b>【委員の数】</b> 10人以内（実員8人） <b>【任期】</b> 2年 平成17年5月13日～平成19年5月12日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 5人 <b>【任期】</b> 村議会議員としての任期 民生委員としての任期 一般代表 2年 平成16年10月1日～平成18年9月30日 <b>【報酬額】</b> 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	<b>【名称】</b> 公営住宅委員会 <b>【委員の数】</b> 10人以内 <b>【任期】</b> 2年 平成17年5月13日～平成19年5月12日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併時に委員の数が10人以内となるよう忠類地域から委嘱する。
民生委員推薦会	<b>【委員の数】</b> 14人以内（実員7人） <b>【任期】</b> 3年 平成16年10月1日～平成19年9月30日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 7人 <b>【任期】</b> 3年 平成16年10月1日～平成19年9月30日 <b>【報酬額】</b> 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 14人以内 <b>【任期】</b> 3年 平成16年10月1日～平成19年9月30日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併時に委員の数が14人以内となるよう忠類地域から委嘱する。
特別職給料及び報酬審議会 (忠類村：特別職報酬等審議会)	<b>【委員の数】</b> 9人（現在なし） <b>【任期】</b> 町長が委嘱したときから諮問に係る審議が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 8人（現在なし） <b>【任期】</b> 村長が委嘱したときから諮問に係る審議が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 会長 7,800円/日 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 9人 <b>【任期】</b> 町長が委嘱したときから諮問に係る審議が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 地域のバランス等を考慮し、委嘱する。

職 名	現 況		調 整 結 果
	幕別町	忠類村	
公害対策審議会	<b>【委員の数】</b> 10人以内（実員9人） <b>【任期】</b> 2年 平成17年4月1日～平成19年3月31日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	該当なし	<b>【委員の数】</b> 10人以内 <b>【任期】</b> 2年 平成17年4月1日～平成19年3月31日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 改選時（平成19年4月1日）に忠類地域からの委員を含めて10人以内となるよう委嘱する。
表彰者選考委員会	<b>【委員の数】</b> 10人 <b>【任期】</b> 4年 平成13年9月1日～平成17年8月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 7人 <b>【任期】</b> 村長が委嘱したときから諮問に係る審議が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 10人 <b>【任期】</b> 4年 平成17年9月1日～平成21年8月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併時に忠類地域から2人委嘱し、平成21年8月31日までの間は12人とする。
使用料等審議会	<b>【委員の数】</b> 30人以内（現在なし） <b>【任期】</b> 町長が委嘱したときから諮問に係る審議が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 10人以内（実員10人） <b>【任期】</b> 2年 平成16年11月1日～平成18年10月31日 <b>【報酬額】</b> 会長 7,800円/日 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 30人以内 <b>【任期】</b> 町長が委嘱したときから諮問に係る審議が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 地域のバランス等を考慮し、委嘱する。

職 名	現 況		調 整 結 果
	幕別町	忠類村	
行政改革推進委員会	<b>【委員の数】</b> 15人以内（実員15人） <b>【任期】</b> 3年 平成16年4月1日～平成19年3月31日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 25人以内（現在なし） <b>【任期】</b> 村長が委嘱したときから諮問に係る審議が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 会長 7,800円/日 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 15人以内 <b>【任期】</b> 3年 平成16年4月1日～平成19年3月31日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併時に忠類地域から3人委嘱し、平成19年3月31日までの間は18人以内とする。
都市計画審議会	<b>【委員の数】</b> 10人以内（実員10人） <b>【任期】</b> 2年 平成17年5月13日～平成19年5月12日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	該当なし	<b>【委員の数】</b> 10人以内 <b>【任期】</b> 2年 平成17年5月13日～平成19年5月12日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 幕別町の現行のとおりとする。
情報公開・個人情報保護審査会	<b>【委員の数】</b> 5人以内（実員5人） <b>【任期】</b> 3年 平成15年4月20日～平成18年4月19日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	該当なし	<b>【委員の数】</b> 5人以内 <b>【任期】</b> 3年 平成15年4月20日～平成18年4月19日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 改選時（平成18年4月20日）に忠類地域からの委員を含めて5人以内となるよう委嘱する。

職名	現況		調整結果
	幕別町	忠類村	
青少年問題協議会	<b>【委員の数】</b> 30人以内（実員30人） <b>【任期】</b> 2年 平成16年7月1日～平成18年6月30日 <b>【報酬額】</b> 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 10人 <b>【任期】</b> 2年 平成17年7月1日～平成19年6月30日 <b>【報酬額】</b> 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 20人以内 <b>【任期】</b> 2年 平成16年7月1日～平成18年6月30日 <b>【報酬額】</b> 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 改選時（平成18年7月1日）に忠類地域からの委員を含めて20人以内となるよう委嘱する。
防災会議	<b>【委員の数】</b> 20人以内（実員13人） <b>【任期】</b> 職員及び教育長以外の委員 2年 平成17年3月15日～平成19年3月14日 <b>【報酬額】</b> 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 13人 <b>【任期】</b> 指定地方行政機関の職員、北海道職員及び警察官 2年 平成15年12月1日～平成17年11月30日 <b>【報酬額】</b> 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 20人以内 <b>【任期】</b> 職員及び教育長以外の委員 2年 平成17年3月15日～平成19年3月14日 <b>【報酬額】</b> 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併時に委員の数が20人以内となるよう忠類地域から委嘱する。
文化財審議委員会	<b>【委員の数】</b> 5人 <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	該当なし	<b>【委員の数】</b> 5人 <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 改選時（平成18年4月1日）に忠類地域からの委員を含めて5人となるよう委嘱する。

職 名	現 況		調 整 結 果
	幕別町	忠類村	
名誉町民審査委員会 (忠類村：名誉 村民審査委員 会)	<b>【委員の数】</b> 10人（現在なし） <b>【任期】</b> 町長が委嘱したときから諮問に係る審議 が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 7人（現在なし） <b>【任期】</b> 村長が委嘱したときから諮問に係る審議 が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 10人 <b>【任期】</b> 町長が委嘱したときから諮問に係る審議 が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 地域のバランス等を考慮し、委嘱する。
健康づくり推進 協議会	<b>【委員の数】</b> 10人以内（実員8人） <b>【任期】</b> 2年 平成17年4月1日～平成19年3月31日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	該当なし	<b>【委員の数】</b> 10人以内 <b>【任期】</b> 2年 平成17年4月1日～平成19年3月31日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併時に委員の数が10人以内となるよう 忠類地域から委嘱する。
廃棄物減量等推 進審議会	<b>【委員の数】</b> 10人以内（実員9人） <b>【任期】</b> 2年 平成17年3月14日～平成19年3月13日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	該当なし	<b>【委員の数】</b> 13人以内 <b>【任期】</b> 2年 平成17年3月14日～平成19年3月13日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併時に委員の数が13人以内となるよう 忠類地域から委嘱する。

職名	現況		調整結果
	幕別町	忠類村	
働く婦人の家運営委員会	<b>【委員の数】</b> 7人 <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員 7,000円/日	該当なし	平成18年3月31日をもって廃止する。
障害者福祉計画策定委員会	<b>【委員の数】</b> 12人以内（現員12人） <b>【任期】</b> 2年 平成16年8月21日～平成18年8月20日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	該当なし	<b>【委員の数】</b> 12人以内 <b>【任期】</b> 2年 平成16年8月21日～平成18年8月20日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併時に忠類地域から3人委嘱し、平成20年8月20日までの間は15人以内とする。
介護保険運営等協議会 (忠類村：老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会)	<b>【委員の数】</b> 15人以内（実員13人） <b>【任期】</b> 3年 平成15年10月1日～平成18年9月30日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 15人以内（実員5人） <b>【任期】</b> 3年 平成17年7月1日～平成20年6月30日 <b>【謝礼】</b> 委員長 7,800円/回 委員 6,600円/回	<b>【委員の数】</b> 15人以内 <b>【任期】</b> 3年 平成15年10月1日～平成18年9月30日 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併時に忠類地域から5人委嘱し、平成18年9月30日までの間は20人以内とする。

職 名	現 況		調 整 結 果
	幕別町	忠類村	
奨学資金選考委員会	<b>【委員の数】</b> 若干名（実員6人） <b>【任期】</b> 構成委員の職にある期間 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	該当なし	<b>【委員の数】</b> 若干名 <b>【任期】</b> 構成委員の職にある期間 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 新町において、忠類地域の委員の委嘱について調整する。
就学指導委員会	<b>【委員の数】</b> 25人以内（現在なし）  <b>【任期】</b> 2年 （平成17年10月頃委嘱予定） <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> ①特殊学級設置校の校長 2人 ②特殊学級設置校の担当者 2人 ③医師 1人 ④学識経験者 若干名（実員3人） <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 25人以内 <b>【任期】</b> 2年 <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 新町において、委員の数が25人以内となるように忠類地域から委嘱する。
体育指導委員	<b>【委員の数】</b> 12人 <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 5人 <b>【任期】</b> 2年 平成17年4月1日～平成19年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 12人 <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 改選時（平成18年4月1日）に忠類地域からの委員を含めて12人となるよう委嘱する。

職名	現況		調整結果
	幕別町	忠類村	
乳幼児対策審議会	<b>【委員の数】</b> 30人以内（現在なし） <b>【任期】</b> 町長が委嘱したときから諮問に係る審議が終了したときまで <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	該当なし	合併時に廃止する。
社会教育委員	<b>【委員の数】</b> 15人以内（実員15人） <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 8人 <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 15人以内 <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 改選時（平成18年4月1日）に忠類地域からの委員を含めて15人以内となるよう委嘱する。
生活館運営審議会	<b>【委員の数】</b> 10人 <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	該当なし	<b>【委員の数】</b> 10人 <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 幕別町の現行のとおりとする。

職名	現況		調整結果
	幕別町	忠類村	
育成牧場運営委員会	<b>【委員の数】</b> 10人 <b>【任期】</b> 3年 平成17年6月1日～平成20年5月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	該当なし	<b>【名称】</b> 町営牧場運営委員会 <b>【委員の数】</b> 12人 <b>【任期】</b> 3年 平成17年6月1日～平成20年5月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併時に委員の数が12人となるよう忠類地域から委嘱する。
次世代育成支援対策地域協議会	<b>【委員の数】</b> 10人以内（現在なし） <b>【任期】</b> 委嘱の日から計画策定完了の日まで <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	該当なし	<b>【委員の数】</b> 10人以内 <b>【任期】</b> 委嘱の日から計画策定完了の日まで <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 合併後、新町の計画を策定するため、忠類地域からの委員を含めて10人以内となるよう委嘱する。
農業委員に属する地区交換分合計画委員会 (忠類村：農業集団化地区委員及び計画委員)	<b>【委員の数】</b> 10人から15人まで（現在なし） <b>【任期】</b> 事業の開始から終了まで <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 定数無 <b>【任期】</b> 無 <b>【報酬額】</b> 委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 10人から15人まで <b>【任期】</b> 事業の開始から終了まで <b>【報酬額】</b> 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日

職名	現況		調整結果
	幕別町	忠類村	
老人ホーム入所 判定会議	<b>【委員の数】</b> 3人 <b>【任期】</b> 2年 平成17年4月1日～平成19年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 4人 <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【謝礼】</b> 医師 7,000円/回 その他 5,000円/回	<b>【委員の数】</b> 3人 <b>【任期】</b> 2年 平成17年4月1日～平成19年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 幕別町の現行のとおりとする。
予防接種健康被 害調査委員会	<b>【委員の数】</b> 4人 <b>【任期】</b> 2年 平成17年4月1日～平成19年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 4人 <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 規定なし	<b>【委員の数】</b> 4人 <b>【任期】</b> 2年 平成17年4月1日～平成19年3月31日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 <b>【備考】</b> 幕別町と忠類村で構成員は同一。
社会福祉委員 (忠類村：民生 調査委員)	<b>【委員の数】</b> 53人 <b>【任期】</b> 3年(民生委員に同じ) 平成16年12月1日～平成19年11月30日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	<b>【委員の数】</b> 9人(実員8人) <b>【任期】</b> 3年(民生委員に同じ) 平成16年12月1日～平成19年11月30日 <b>【報酬額】</b> 委員長・委員 6,600円/日	<b>【委員の数】</b> 62人 <b>【任期】</b> 3年(民生委員に同じ) 平成16年12月1日～平成19年11月30日 <b>【報酬額】</b> 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日

別紙2 その他の特別職

職名	現況		調整結果
	幕別町	忠類村	
投票管理者	【報酬額】 12,700円/回	【報酬額】 12,000円/回	【報酬額】 12,700円/回
投票管理者職務 代理者	該当なし	【報酬額】 10,200円/回	【報酬額】 10,800円/回
投票立会人	【報酬額】 10,800円/回	【報酬額】 10,200円/回	【報酬額】 10,800円/回
選挙長	【報酬額】 10,700円/回	【報酬額】 8,700円/回	【報酬額】 10,700円/回
開票管理者	【報酬額】 10,700円/回	【報酬額】 8,700円/回	【報酬額】 10,700円/回
開票管理者・選 挙長職務代理者	該当なし	【報酬額】 7,800円/回	【報酬額】 8,900円/回
選挙立会人	【報酬額】 8,900円/回	【報酬額】 7,800円/回	【報酬額】 8,900円/回
開票立会人	【報酬額】 8,900円/回	【報酬額】 7,800円/回	【報酬額】 8,900円/回
嘱託医師[指導 医] (忠類村：学校 医)	【名称】 指導医 【人数】 6人 【報酬額】 670,000円/年 【備考】 学校医の業務もあわせて行っている。	【名称】 学校医 【人数】 1人 【報酬額】 147,000円/年	【名称】 指導医 【人数】 7人 【報酬額】 670,000円/年 【備考】 忠類村で委嘱している学校医を、合併時に指導医として委嘱する。
嘱託医師[指導歯 科医] (忠類村：学校 歯科医)	【名称】 指導歯科医 【人数】 8人 【報酬額】 270,000円/年 【備考】 学校歯科医の業務もあわせて行っている。	【名称】 学校歯科医 【人数】 1人 【報酬額】 118,000円/年	【名称】 指導歯科医 【人数】 9人 【報酬額】 270,000円/年 【備考】 忠類村で委嘱している学校歯科医を、合併時に指導歯科医として委嘱する。

職名	現況		調整結果
	幕別町	忠類村	
行政区長	<b>【人数】</b> 98人 <b>【任期】</b> 2年 <b>【報酬額】</b> 年額 均等割 13,800円 (1行政区あたり) 世帯割 1,300円 (1戸あたり)	<b>【人数】</b> 14人 <b>【任期】</b> 1年 <b>【報酬額】</b> 年額 150,000円 (1行政区あたり)	<b>【人数】</b> 112人 <b>【任期】</b> 2年(原則) <b>【報酬額】</b> 年額 均等割 25,000円 (1行政区あたり) 世帯割 800円 (1戸あたり)  <b>【備考】</b> 合併する年度の翌年度に統一する。
国際交流員 (忠類村：外国 語指導助手)	<b>【人数】</b> 1人 <b>【雇用期間】</b> 1年 平成17年8月1日～平成18年7月31日 <b>【賃金】</b> 317,000円/月	<b>【人数】</b> 1人 <b>【雇用期間】</b> 1年 平成16年9月1日～平成17年8月31日 <b>【報酬額】</b> 350,000円/月	<b>【人数】</b> 2人 <b>【雇用期間】</b> 1年 <b>【賃金】</b> 317,000円/月 <b>【備考】</b> 合併する年度の翌年度に統一する。
交通安全指導員	<b>【人数】</b> 30人以内(実員24人) <b>【任期】</b> 2年 平成16年4月1日～平成17年3月31日 平成17年4月1日～平成18年3月31日 <b>【報酬額】</b> 1,400円/時間	<b>【人数】</b> 定数無(実員9人) <b>【任期】</b> 無  <b>【報酬額】</b> 無	<b>【人数】</b> 33人以内 <b>【任期】</b> 2年 <b>【報酬額】</b> 1,400円/時間 <b>【備考】</b> 合併時には、現在の実員にて統合し、合併後に各地区のバランス等を考慮し、調整する。

## 調整結果報告第13号

### 使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第8回 第14回	平成16年8月10日 平成16年12月24日	決定	第9回 第14回	平成16年8月27日 平成16年12月24日
<b>【調整方針】</b>					
1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金及び減免のあり方について、新町において引き続き検討する。					
(1) 施設使用料については、施設の内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。					
(2) 公営住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併する年度の翌年度に再編する。					
(3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。					
(4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。					
(5) 町営バス使用料については、現行のとおりとする。					
(6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。					
2 <u>手数料については、合併時に統一する。</u>					

(別紙)

協議項目		16 使用料・手数料等の取扱い						
決定されている調整方針		手数料については、合併時に統一する。						
区分	番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料	60	【建築関係】 平成17年4月改正 建築確認申請手数料						
		ア 床面積 30㎡以下	1件につき	8,000円			1件につき	8,000円
		イ " 30㎡超100㎡以下	1件につき	13,000円			1件につき	13,000円
		ウ " 100㎡超200㎡以下	1件につき	19,000円			1件につき	19,000円
		エ " 200㎡超500㎡以下	1件につき	25,000円			1件につき	25,000円
	オ " 500㎡超	1件につき	41,000円			1件につき	41,000円	
	61	工作物確認申請手数料	1件につき	13,000円			1件につき	13,000円
	62	" (確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合)	1件につき	8,000円			1件につき	8,000円
	63	建築物完了検査申請手数料						
		ア 床面積 30㎡以下	1件につき	13,000円			1件につき	13,000円
		イ " 30㎡超100㎡以下	1件につき	16,000円			1件につき	16,000円
		ウ " 100㎡超200㎡以下	1件につき	20,000円			1件につき	20,000円
		エ " 200㎡超500㎡以下	1件につき	26,000円			1件につき	26,000円
	オ " 500㎡超	1件につき	41,000円			1件につき	41,000円	

区分	番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料 (つづき)	64	工作物完了検査手数料	1 件につき	12,000円			1 件につき	12,000円
	64-2	道路位置指定申請手数料	1 件につき	37,500円			1 件につき	37,500円
	65	仮設建築物建築許可申請手数料	1 件につき	130,000円			1 件につき	130,000円
	66	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が 2 である場合86,400円、建築物が 3 以上である場合にあつては86,400円に 2 を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算する。				建築物の数が 2 である場合86,400円、建築物が 3 以上である場合にあつては86,400円に 2 を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算する。	
	67	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が 1 である場合86,400円、建築物が 2 以上である場合にあつては86,400円に 1 を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算する。				建築物の数が 1 である場合86,400円、建築物が 2 以上である場合にあつては86,400円に 1 を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算する。	
	68	同一敷地内建築物以外の建築認定申請手数料	建築物の数が 1 である場合86,400円、建築物が 2 以上である場合にあつては86,400円に 1 を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算する。				建築物の数が 1 である場合86,400円、建築物が 2 以上である場合にあつては86,400円に 1 を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算する。	
	69	複数建築物の認定の取消し申請手数料	15,800円に現に存する建築物の数に13,500円を乗じて得た額を加算する。				15,800円に現に存する建築物の数に13,500円を乗じて得た額を加算する。	

区分	番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料 (つぎ)	70	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	48,500円			1件につき	48,500円
		【都市計画関係】 開発行為許可申請手数料						
	71	(主として自己の居住の用に供する住宅)						
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	11,700円			1件につき	11,700円
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	25,000円			1件につき	25,000円
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	47,100円			1件につき	47,100円
		エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	91,300円			1件につき	91,300円
		オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	136,300円			1件につき	136,300円
		カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	183,000円			1件につき	183,000円
		キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	228,200円			1件につき	228,200円
		ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	319,500円			1件につき	319,500円
	72	(主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの)						
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	16,100円			1件につき	16,100円
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	34,100円			1件につき	34,100円
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	69,700円			1件につき	69,700円

区分	番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料 (つづき)		エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	127,700円			1件につき	127,700円
		オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	209,800円			1件につき	209,800円
		カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	282,600円			1件につき	282,600円
		キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	356,100円			1件につき	356,100円
		ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	502,700円			1件につき	502,700円
	73	(その他の場合)						
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	91,300円			1件につき	91,300円
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	136,700円			1件につき	136,700円
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	205,800円			1件につき	205,800円
		エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	274,500円			1件につき	274,500円
		オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	410,200円			1件につき	410,200円
		カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	538,700円			1件につき	538,700円
		キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	694,300円			1件につき	694,300円
		ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	923,400円			1件につき	923,400円
	74	開発行為変更許可申請手数料	当該申請1件につき次の金額を加算した金額(その金額が923,400円を超えるときは、923,400円)				当該申請1件につき次の金額を加算した金額(その金額が923,400円を超えるときは、923,400円)	
	75	(主として自己の居住の用に供する住宅)						
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	1,150円			1件につき	1,150円
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	2,500円			1件につき	2,500円
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	4,700円			1件につき	4,700円

区分	番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料 (つづき)		エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	9,150円			1件につき	9,150円
		オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	13,600円			1件につき	13,600円
		カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	18,300円			1件につき	18,300円
		キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	22,800円			1件につき	22,800円
		ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	32,000円			1件につき	32,000円
	76	(主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの)						
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	1,600円			1件につき	1,600円
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	3,400円			1件につき	3,400円
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	6,950円			1件につき	6,950円
		エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	12,800円			1件につき	12,800円
		オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	21,000円			1件につき	21,000円
		カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	28,300円			1件につき	28,300円
		キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	35,600円			1件につき	35,600円
		ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	50,300円			1件につき	50,300円
	77	(その他の場合)						
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	9,150円			1件につき	9,150円
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	13,700円			1件につき	13,700円
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	20,600円			1件につき	20,600円
		エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	27,500円			1件につき	27,500円
		オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	41,000円			1件につき	41,000円

区分	番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料 (つづき)		カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	53,900円			1件につき	53,900円
		キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	69,400円			1件につき	69,400円
		ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	93,200円			1件につき	93,200円
		ケ その他の変更の許可の申請に係る審査	1件につき	10,300円			1件につき	10,300円
	78	用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築特例許可申請手数料	1件につき	49,900円			1件につき	49,900円
	79	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき	30,100円			1件につき	30,100円
	80	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料						
		ア 敷地の面積が0.1ha未満	1件につき	9,500円			1件につき	9,500円
		イ 敷地の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	20,700円			1件につき	20,700円
		ウ 敷地の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	41,100円			1件につき	41,100円
		エ 敷地の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	72,600円			1件につき	72,600円
		オ 敷地の面積が1.0ha以上	1件につき	101,700円			1件につき	101,700円
	81	開発許可地位承継承認申請手数料						
		ア 自己の居住の用に供する目的、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する特定工作物で、開発区域の面積が1.0ha未満のもの	1件につき	1,800円			1件につき	1,800円

区分	番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料 (つづき)		イ 住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物で開発区域の面積が1.0ha以上のもの	1件につき	2,850円			1件につき	2,850円
		ウ その他の場合	1件につき	18,200円			1件につき	18,200円
	82	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	490円			用紙1枚につき	490円

## 調整結果報告第14号

### 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第5回 第14回	平成16年5月21日 平成16年12月24日	決定	第6回 第14回	平成16年6月25日 平成16年12月24日
<b>【調整方針】</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により、急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に統一する。</li><li>3 国民健康保険税の法定軽減制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>4 国民健康保険税の納期については、合併する年度の翌年度から8期制とする。</li><li>5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>6 保健事業については、新町において調整する。</li><li>7 <u>国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。</u></li></ol>					

(別紙)

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い		
決定されている調整方針	国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
国民健康保険運営協議会	<p>任期 2年 (平成17年7月1日～平成19年6月30日)</p> <p>委員定数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者を代表する委員 3人</li> <li>・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人</li> <li>・公益を代表する委員 3人</li> </ul>	<p>任期 2年 (平成16年10月1日～平成18年9月30日)</p> <p>委員定数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者を代表する委員 2人</li> <li>・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人</li> <li>・公益を代表する委員 2人</li> </ul>	<p>任期 2年</p> <p>委員定数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者を代表する委員 3人</li> <li>・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人</li> <li>・公益を代表する委員 3人</li> </ul> <p>ただし、合併時から平成19年6月30日までの間(幕別町の委員の残任期間)は、忠類地域から被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員を各1人任命し、定員を12人とする。</p>

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第9回	平成16年8月27日	決定	第10回	平成16年9月17日
	第13回	平成16年11月29日		第13回	平成16年11月29日
<p>【調整方針】</p> <p>1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p> <p>3 介護保険料減免制度については、合併時に廃止する。</p> <p>4 <u>介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。</u></p> <p>(1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>(2) <u>町村独自の制度については、合併時に再編する。</u></p> <p>5 <u>居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。</u></p>					

(別紙)

協議項目		22-8 介護保険事業の取扱い		
決定されている調整方針		4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。 (2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。 5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。		
項目		幕別町	忠類村	調整結果
介護保険利用者負担軽減制度	町村独自の制度	<b>【訪問介護利用者に対する軽減措置事業】</b> ・対象サービス 訪問介護サービス  ・対象者 <u>(平成17年4月改正)</u> 生計中心者の所得税非課税世帯の利用者	<b>【介護支援助成事業】</b> ・対象サービス 居宅サービス 施設サービス  ・対象者 65歳以上の高齢者のみの世帯で、世帯の収入が次に掲げる額以下の世帯(生活保護受給世帯を除く) 単身世帯 65万円 2人世帯 110万円 3人以上世帯 3人以上の世帯員の人数に45万円を乗じて得た額に110万円を加えた額	<b>【訪問介護利用者に対する軽減措置事業】</b> ・対象サービス 訪問介護サービス  ・対象者 生計中心者の所得税非課税世帯の利用者  ・軽減額 利用者負担の10分の4

	項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
介護保険利用者負担軽減制度(つづき)	町村独自の制度 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽減額 利用者負担の10分の4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成額 介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者(老齢年金受給者等) ア. 居宅サービス利用者負担の全額 イ. 施設サービス利用者負担の2分の1 介護保険法施行令第38条第1項第2号に掲げる者(市町村民税非課税世帯) ア. 居宅サービス利用者負担の2分の1 イ. 施設サービス利用者負担の3分の1</li> </ul>	
	居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>【幕別町居宅介護支援事業所】</li> <li>・ 事業実施地域 幕別町全域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【忠類村居宅介護支援事業所】</li> <li>・ 事業実施地域 忠類村全域 現在、休止中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【居宅介護支援事業所】</li> <li>・ 事業所の名称 幕別町指定居宅介護支援事業所</li> <li>・ 事業所の位置 幕別町新町122番地1 (幕別町保健福祉センター内)</li> <li>・ 事業実施地域 新町全域</li> </ul>

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第6回	平成16年6月25日	決定	第7回	平成16年7月23日
	第14回	平成16年12月24日		第14回	平成16年12月24日
<p>【調整方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</li> <li>2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</li> <li>3 <u>特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</u></li> <li>4 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li> <li>5 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。              肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>6 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li> <li>7 認可外保育所（へき地保育所）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> </ol>					

(別紙)

協議項目	22-10 児童福祉事業の取扱い		
決定されている調整方針	特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
特別保育事業	<p>【地域子育て支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 幕別町地域子育て支援センター あおば</li> <li>・実施施設 札内青葉保育所</li> <li>・実施日 月～金曜日（保育所休所日を除く）</li> <li>・事業内容 育児不安等についての相談事業 子育てサークル等の育成及び支援事業 特別保育事業の積極的実施及び普及の促進事業 地域の子育て家庭に対する各種子育てに係る情報の提供</li> </ul>	<p>【地域子育て支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 忠類村子育て支援センター</li> <li>・実施施設 忠類保育所</li> <li>・実施日 月～金曜日（保育所休所日を除く）</li> <li>・事業内容 育児不安等についての相談指導 子育てサークル等の育成及び支援 特別保育事業等の実施及び普及促進の努力 ベビーシッターなど地域の保育資源の 情報提供 家庭的保育を行う者への支援</li> </ul>	<p>【地域子育て支援センター】</p> <p>(1) 幕別地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 幕別子育て支援センター</li> <li>・実施施設 札内青葉保育所</li> <li>・実施日 月～金曜日（保育所休所日を除く）</li> <li>・事業内容 育児不安等についての相談事業 子育てサークル等の育成及び支援事業 特別保育事業の積極的実施及び普及の促進事業 地域の子育て家庭に対する各種子育てに係る情報の提供</li> </ul> <p>(2) 忠類地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 忠類子育て支援センター</li> <li>・実施施設 忠類保育所</li> <li>・実施日 月～金曜日（保育所休所日を除く）</li> <li>・事業内容 育児不安等についての相談事業 子育てサークル等の育成及び支援事業 特別保育事業の積極的実施及び普及の促進事業 地域の子育て家庭に対する各種子育てに係る情報の提供</li> </ul>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
特別保育事業 (つづき)	【一時保育】 該当なし	<p>【一時保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施施設 忠類保育所 (地域子育て支援センターの事業内容における特別保育事業の一環として)</li> <li>・対象児童 児童福祉法の規定等による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、かつ、次のいずれかに該当する者であること。 保護者の勤務形態等により、育児が断続的に困難な場合 保護者の疾病及び入院等による場合 保護者の育児疲れ解消等の私的事由による場合 その他村長が認める場合 満年齢1歳6カ月以上の児童を対象とし、児童1人につき週3日以内、かつ、月12日以内の利用を限度とする。</li> <li>・受入時間 忠類保育所の開所時間</li> <li>・利用料 1時間 300円(30分以上は1時間に切り上げ)</li> </ul>	<p>【一時保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施施設 忠類保育所 (地域子育て支援センターの事業内容における特別保育事業の一環として)</li> <li>・対象児童 児童福祉法の規定等による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、かつ、次のいずれかに該当する者であること。 保護者の勤務形態等により、育児が断続的に困難な場合 保護者の疾病及び入院等による場合 保護者の育児疲れ解消等の私的事由による場合 その他町長が認める場合 満年齢1歳6カ月以上の児童を対象とし、児童1人につき週3日以内、かつ、月12日以内の利用を限度とする。</li> <li>・受入時間 忠類保育所の開所時間</li> <li>・利用料 1時間 300円(30分以上は1時間に切り上げ)</li> </ul>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
特別保育事業 (つづき)	<p>【休日保育】 該当なし 特別保育事業として実施していないが、すべての認可保育所及びへき地保育所で土曜日も開所している。</p>	<p>【休日保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施施設 忠類保育所 (地域子育て支援センターの事業内容における特別保育事業の一環として)</li> <li>・対象児童 保育園入所に係る規定等に合致し、休日等においても保育に欠ける児童</li> <li>・受入時間 忠類保育所休所日(主に土曜日等) 8:00～13:00</li> <li>・利用料 1時間 300円(30分以上は1時間に切り上げ)</li> </ul>	<p>【休日保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施施設 忠類保育所 (地域子育て支援センターの事業内容における特別保育事業の一環として)</li> <li>・対象児童 保育園入所に係る規定等に合致し、休日等においても保育に欠ける児童</li> <li>・受入時間 忠類保育所休所日(主に土曜日等) 8:00～13:00</li> <li>・利用料 1時間 300円(30分以上は1時間に切り上げ)</li> </ul>

下水道関係事業の取扱いについて

下水道関係事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第9回 第14回	平成16年8月27日 平成16年12月24日	決定	第10回 第14回	平成16年9月17日 平成16年12月24日
<p>【調整方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>2 下水道受益者負担金(分担金)については、次のとおり取り扱うものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共下水道事業及び流域関連公共下水道事業地域の負担金の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額及び賦課については、新町において調整する。</li> <li>(3) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> </ol> </li> <li>3 個別排水処理施設受益者分担金については、幕別町の例により、合併時に再編する。</li> <li>4 下水道使用料については、次のとおり取り扱うものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に統一する。</li> <li>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。</li> <li>(3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li> <li>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> </ol> </li> <li>5 個別排水処理施設使用料については、次のとおり取り扱うものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用料の額については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、忠類地域については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し、統一する。</li> <li>(2) 賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>(3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。</li> <li>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> </ol> </li> <li>6 下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</li> <li>7 <u>下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、合併時に再編する。</u>ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</li> <li>8 下水道補助制度については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li> <li>9 <u>個別排水処理施設補助制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</u></li> </ol>					

(別紙)

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い		
決定されている調整方針	7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、合併時に再編する。 9 個別排水処理施設補助制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
下水道資金貸付制度	<p>【水洗便所改造等資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象 公共下水道の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</li> <li>・貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p>【排水設備改造資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象 農業集落排水の処理区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を含む</li> <li>・貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p>【水洗便所改造等資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象 公共下水道及び農業集落排水の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</li> <li>・貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
個別排水処理施設資金貸付制度	<p><b>【水洗便所改造等資金貸付制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付対象 個別排水処理施設の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</li> <li>・ 貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・ 貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p><b>【排水設備改造資金貸付制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付対象 個別排水処理施設の区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を除く</li> <li>・ 貸付の限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・ 貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p><b>【水洗便所改造等資金貸付制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付対象 個別排水処理施設の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、設置後1年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</li> <li>・ 貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・ 貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
<p>個別排水処理施設補助制度</p>	<p><b>【水洗便所設置補助制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象 個別排水処理施設の処理区域内において建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、自己資金をもって水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない 水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者</li> <li>・補助金額 改造する便器1基につき4万円(最高2基まで)</li> </ul>	<p><b>【排水設備改造資金補助制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象 個別排水処理施設の区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 下記の特例の補助のみ排水設備改造資金の融資を受けていない者</li> <li>・補助金額 通常の補助 1戸につき10万円以内 特例の補助 1戸につき3万円以内 は、 の上乗せ補助</li> </ul>	<p><b>【水洗便所設置補助制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象 個別排水処理施設の処理区域内において建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、自己資金をもって水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、設置後1年以内の工事を対象 水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者</li> <li>・補助金額 改造する便器1基につき4万円(最高2基まで)</li> </ul>

調整結果報告第18号

国際交流・広域交流事業の取扱いについて

国際交流・広域交流事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第6回 第13回	平成16年6月25日 平成16年11月29日	決定	第7回 第13回	平成16年7月23日 平成16年11月29日
<b>【調整方針】</b> 1 <u>幕別町が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時まで調整する。</u> 2 ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 <u>町友(文化大使)については、事業のあり方について合併時まで調整する。</u> 4 友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。 5 <u>その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。</u>					

(別紙)

協議項目	22-21 国際交流・広域交流事業の取扱い		
決定されている調整方針	1 幕別町が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。 3 町友(文化大使)については、事業のあり方について合併時までに調整する。 5 その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
友好姉妹町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>友好町提携先 宮崎県東郷町</li> <li>提携年月日 昭和49年2月11日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>友好町提携先 なし</li> </ul>	幕別町が実施している友好提携は合併時に解消する。
町友	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容 文化大使として3人を認定 名刺の作成、講演会等の開催 演劇ワークショップの開催等</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容 文化大使として3人を認定 名刺の作成、講演会等の開催 演劇ワークショップの開催等</li> </ul>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
国内外交流事業	<p>【その他の国内外交流事業】</p> <p>中学生海外研修派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣先 オーストラリア キャンベラ市</li> <li>・派遣人員 研修生14人 引率者 3人</li> <li>・派遣期間 11日間</li> </ul> <p>高校生海外研修派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣先 オーストラリア キャンベラ市</li> <li>・派遣人員 研修生 2人</li> <li>・派遣期間 11日間</li> </ul> <p>(中学生海外研修派遣事業に併せ実施)</p> <p>成人海外研修派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣先 オーストラリア キャンベラ市</li> <li>・派遣人員 研修生 1人</li> <li>・派遣期間 11日間</li> </ul> <p>(中学生海外研修派遣事業に併せ実施)</p> <p>(平成16年度に廃止)</p>	<p>【その他の国内外交流事業】</p> <p>該当なし</p>	<p>【その他の国内外交流事業】</p> <p>中学生海外研修派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣先 オーストラリア キャンベラ市</li> <li>・派遣人員 研修生16人 引率者 3人</li> <li>・派遣期間 11日間</li> </ul> <p>高校生海外研修派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣先 オーストラリア キャンベラ市</li> <li>・派遣人員 研修生 2人</li> <li>・派遣期間 11日間</li> </ul> <p>(中学生海外研修派遣事業に併せ実施)</p>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
国内外交流事業	<p>カンバーハイスクール海外研修生受入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容 中学生と高校生の海外研修派遣事業先のオーストラリア・カンバーハイスクールからの研修生の受入 ホームステイの受入家庭への助成を行っている。</li> </ul> <p>(町国際交流ホストファミリー助成事業)</p> <p>中学生国内研修派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣先 神奈川県開成町</li> <li>・ 派遣人員 研修生 6 人 引率者 1 人</li> <li>・ 派遣期間 3 泊 4 日</li> </ul>		<p>カンバーハイスクール海外研修生受入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容 中学生と高校生の海外研修派遣事業先のオーストラリア・カンバーハイスクールからの研修生の受入 ホームステイの受入家庭への助成を行っている。</li> </ul> <p>(町国際交流ホストファミリー助成事業)</p> <p>中学生国内研修派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣先 神奈川県開成町</li> <li>・ 派遣人員 研修生 8 人 引率者 1 人</li> <li>・ 派遣期間 3 泊 4 日</li> </ul>